

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会の開催について

1. 趣旨

令和4年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、児童福祉司の任用に係る要件として、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものが追加されることとされた。

また、この新たに児童福祉司の任用要件に位置付けられる内閣府令で定めるものに関し、令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日公表）においては、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とするものとされている。

この認定資格について、取得のために受講すべき研修の課程等を検討するため、本検討会を開催する。

2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。
- (4) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- (5) 検討会は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参集を求めて開催する。
- (6) 検討会の庶務は、子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

3. 主な検討事項

子ども家庭福祉の認定資格に係る下記の事項

- (1) 子ども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- (2) 子ども家庭福祉に係る研修の課程
- (3) ソーシャルワークに関する研修の課程
- (4) 試験の内容及び方法・試験の頻度
- (5) その他

4. その他

- (1) 検討会は、原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 会議資料及び議事録については、原則、ホームページにおいて公開する。ただし、資料や議事の内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合は、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において資料や議事要旨を公開する。

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 構成員

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授

オブザーバー

田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長
村松 幹子	全国保育士会 会長